

# I 消費者被害の防止

## (1) 消費者の安全の確保

項目名	① 事故の未然防止のための取組 ア 身近な化学製品等に関する理解促進	担当省庁	環境省、関係府省庁等
-----	---------------------------------------	------	------------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>平成30年度のPRTR届出集計結果を基に市民向けのガイドブックを作成し、発行するとともに、化学物質やリスクコミュニケーションの知見を有する人材の派遣を実施した。</u></p>								
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p><del>→①「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」の請求部数(令和元年度:859部)</del></p> <p><del>→②化学物質アドバイザーの派遣回数(令和元年度:16回)</del></p> <p>(目標)</p> <p>過去3年で最大の派遣回数(20回)と同水準</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p>①令和2年度:223部</p> <p>②令和2年度:10回</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>2</del><u>3</u>年度</td> <td rowspan="5">「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣</td> </tr> <tr> <td>令和<del>3</del><u>4</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del><u>5</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del><u>6</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del><u>7</u>年度以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度以降
年度	取組内容								
令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣								
令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度									
令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度									
令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度									
令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度以降									

項目名	① 事故の未然防止のための取組 イ 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	担当省庁	厚生労働省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、製品の安全対策を講ずるために利用する「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を事業者が速やかに行うよう支援し、その結果について事業者団体へ周知を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>令和2年度においては、各種製品群の手引きについて新たに作成及び改訂を行う製品群はなかった。引き続き、必要に応じて、事業者への支援及び周知を実施していく。</u></p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p><del>→①手引きを新たに作成及び改訂した家庭用化学製品の製品群数(平成30年度：1件)</del></p> <p><del>→②家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数</del></p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>①令和元年度：0件(平成30年度：1件)</u></p> <p><u>②令和元年度：222件(平成30年度：1,978件) (※)</u></p> <p><u>※誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は収集・集計していないため、昨年度までのモニター報告の年次報告における報告件数とは単純比較ができない。</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><b>令和2年度3年度</b></td> <td>捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度 令和5年度 令和6年度</td> <td>捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>令和7年度以降</b></td> <td><u>引き続き、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	<b>令和2年度3年度</b>	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	令和4年度 令和5年度 令和6年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	<b>令和7年度以降</b>	<u>引き続き、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</u>
年度	取組内容								
<b>令和2年度3年度</b>	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施								
令和4年度 令和5年度 令和6年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施								
<b>令和7年度以降</b>	<u>引き続き、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</u>								

項目名	① 事故の未然防止のための取組 ウ 住宅・宅地における事故の防止	担当省庁	国土交通省
-----	-------------------------------------	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>宅地造成に伴う災害を防ぐため、必要な取組を行う。</p> <p>住宅における不慮の事故を防ぐため、違反対策など建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適切な運用を行う特定行政庁に対して、助言等の支援を行う。</p> <p><u>（令和 2 年度実績）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村の宅地担当者を対象とした説明会を開催した。</u></li> <li>・ <u>令和 2 年 9 月 8 日付けで「『窓やベランダからの子どもの転落事故にご注意ください！—網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かない等の対策を—』（消費者庁作成）の周知について」を、令和 3 年 2 月 16 日付けで「建築物防災週間における防災対策の推進について（令和 2 年度春季）」を、それぞれ特定行政庁等に対して通知した。</u></li> </ul>
------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

→①宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員への説明の実施状況→

②地方公共団体の要望に応じた、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂  
(目標)

→①毎年、宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体の担当職員に対して説明を実施することを目指す。

→②地方公共団体の要望に応じ、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂を行うことを目指す。

(進捗)

宅地造成に伴う災害防止のため、市町村の宅地担当者を対象とした説明会を各地方整備局単位等で14回開催。

【今後の取組予定】

○ 国土交通省の取組

年度	取組内容
令和2年度3 年度	・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施
令和3年度4 年度	・住宅における事故の防止のための助言等の支援
令和4年度5 年度	
令和5年度6 年度	
令和6年度7 年度 以降	<p>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施</p> <p>・住宅における事故の防止のための助言等の支援</p>

項目名	① 事故の未然防止のための取組 エ 子供の不慮の事故を防止するための取組 ※SDGs 関連：関連目標3	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>社会全体で子育てを支えるため、子供の事故の動向の分析を踏まえつつ、関係機関の連携を進めるとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>「子どもを事故から守る！Twitter」及び「子ども安全メール from 消費者庁」を原則毎週配信したほか、子供の事故に関する注意喚起を行った。また、「子どもの事故防止週間」を7月20日～26日に設定し、関係省庁が連携し集中的な周知啓発に取り組んだ。</u></p>
------	---

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ・①子どもを事故から守る！Twitterのフォロワー数 ~~(令和2年3月31日時点：9,000人)~~
- ・②子ども安全メール from 消費者庁の登録者数 ~~(令和2年3月31日時点：24,000人)~~

(目標)

- ・「子どもの事故防止週間」を設定し、集中的な広報活動を行う。
- ・子どもを事故から守る！Twitterのフォロワー数の増加（対前年比）
- ・子ども安全メール from 消費者庁の登録者数の増加（対前年比）

(進捗)

- ①令和2年度末時点：約12,000人  
(令和元年度末時点：約9,000人)
- ②令和2年度末時点：約24,000人  
(令和元年度末時点：約24,000人)

【今後の取組予定】

- 消費者庁、関係府省庁等の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関デーやイベント等を活用した啓発活動を行う。
令和3年度4年度	
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	
令和6年度7年度以降	<u>子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関デーやイベント等を活用した啓発活動を行う。</u>

項目名	① 事故の未然防止のための取組 オ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討	担当省庁	厚生労働省
-----	---	------	-------

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>経営破綻した臍帯血プライベートバンクから流出した臍帯血を用いて無届の再生医療等が提供された事案を踏まえて、契約者の意に沿わない臍帯血の提供を防ぐとともに、臍帯血を利用した医療が適切に行われるよう、平成29年、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じたところである。本措置の実効性について、臍帯血の品質管理・安全性に関する情報を提供できるようにすること（トレーサビリティ）が確保されているか、契約者の意に沿わない臍帯血の提供がなされないような仕組みとなっているか、契約者であるお母さんなどへ正確で分かりやすい情報を提供できているかの観点から検証を行い、必要に応じ、更なる対策を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>臍帯血プライベートバンクからの事業実績を厚生労働省ウェブサイト公開。</u></p>
-------------	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→①臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討</li> <li>→②臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</li> </ul> <p><b>(目標)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→①臍帯血を用いた医療の提供状況等を勘案し、必要に応じて「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、各取組の実効性等について検証・検討を行う。</li> <li>→②臍帯血プライベートバンクからの毎年度の事業実績の報告等を厚生労働省ウェブサイト上に公開するとともに、契約終了後の臍帯血が契約者の意思に基づいて適切に廃棄等がなされているか確認を行う。</li> <li>→③産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行う。</li> </ul> <p><b>(進捗)</b></p> <p><u>平成 29 年に行った臍帯血プライベートバンクに対する業務内容等の国への届出及び事業実績を求める等の措置に関し、臍帯血プライベートバンクからの届出、事業実績を厚生労働省ウェブサイト上に公開し確認を行った。</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="4">臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度7年度以降</td> <td><u>臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等	令和3年度4年度	令和4年度5年度	令和5年度6年度	令和6年度7年度以降	<u>臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</u>
年度	取組内容									
令和2年度3年度	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等									
令和3年度4年度										
令和4年度5年度										
令和5年度6年度										
令和6年度7年度以降	<u>臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</u>									



項目名	① 事故の未然防止のための取組 力 薬物乱用防止対策の推進	担当省庁	内閣府、消費者庁、 外務省、財務省、文 部科学省、厚生労働 省、国土交通省、関 係府省庁等
-----	----------------------------------	------	---

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係府省庁等で連携した総合的な取組を推進する。</p> <p>○ 内閣府の取組</p> <p><u>「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、昭和54年以来毎年実施しているところ、重点課題については、青少年を取り巻く犯罪情勢等を考慮しその都度定めている。本施策については、重点課題に掲げており、関係省庁、都道府県及び協力・協賛団体に対し、啓発活動等の取組を依頼している。</u></p> <p><u>また、内閣府のホームページ「青少年有害環境対策」の掲示板を利用した啓発を行っており、青少年に対し、薬物依存の正体や薬物乱用の危険性を正しく理解させ、「薬物に手を染めない」気運の醸成を図っていく。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における重点課題の一つに「薬物乱用対策の推進」を挙げ、関係省庁、都道府県等に啓発活動等の取組を依頼した。</u></p> <p><u>また、内閣府ホームページ「青少年有害環境対策」の掲示板に、青少年啓発用資料「薬物乱用対策マンガ-『たった一度の過ち』及び』、マンガやイラストを用いた青少年向けのコンテンツ「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」を掲載した。</u></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>関係機関と連携しつつ、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>令和2年度も、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトの調査を行った。</u></p> <p>○ 外務省の取組</p> <p>危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集、動向分析、報告を内容とする国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。</p>
------	--

(令和2年度実績)

国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) の「グローバル SMART プログラム」に 7.5 万米ドルを拠出し、UNODC の危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集・動向分析等の取組に貢献。また、オンラインやハイブリッド形式で開催された国際会議に積極的に参加し、我が国の立場を発信するとともに、各国・国際機関から危険ドラッグ等に係る情報収集を行った。さらに、オンラインやハイブリッド形式による国際会議が主流となる中、国連会議に必要な通訳に係る費用として薬物関連会合の運営を支援するため UNODC に対し 7.5 万米ドルを拠出し、コロナ禍においても必要な情報交換を可能にすべく貢献した。

○ 財務省の取組

平成 27 年 4 月に、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加しており、引き続き、関係機関と連携の上、厳正な水際取締りを実施する。

(令和2年度実績)

関係機関と連携を図り厳正な水際対策を実施した。

○ 文部科学省の取組

学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、警察等の関係機関と連携を図りつつ、学校関係者等を対象とした研修会等の開催や子供の発達段階に応じた各種啓発資材の作成等を行う通じて学校における薬物乱用防止教育の充実を図る。

(令和2年度実績)

全ての中学校及び高等学校において、年に 1 回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、学校における薬物乱用防止に関する指導の充実が図られるよう教育委員会や教職員等を対象とした研修会等を通じて周知した。

また、薬物乱用をはじめ、多様化・深刻化する子供の健康課題について総合的に解説した、小学生・中学生・高校生向け啓発教材の作成・周知を行った。

さらに、若年層の薬物乱用が問題となっていることから、大学生等を対象とした薬物乱用防止のための啓発資材を作成し、全ての大学、短期大学、専門学校に周知した。

○ 厚生労働省の取組

危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。

財務省（税関）と協力体制を強化（関税法で指定薬物の輸入を禁止）する等、関係省庁と連携を図り水際対策を実施する。

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトに対して、定期的な監視を実施するとともに、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止とするよう協力を求める。

『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、

訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図る。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布する。

(令和2年度実績)

包括指定を行う等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、地方厚生局麻薬取締部において積極的な取締りを行い、危険ドラッグの販売を抑制した。

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトを調査し、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止に追い込んだ。

『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図った。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布した。

○ 海上保安庁の取組

第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進として、関係省庁による会議等を通じ情報交換を促進して連携を強化し取締りを実施する。

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけるほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行う。

(令和2年度実績)

第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進として、関係省庁による会議等を通じ情報交換を促進して連携を強化し取締りを実施した。

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけるほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ①特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトの調査実施数~~(令和2年3月31日現在：4件)~~
- ②表示の是正を要請した通信販売サイト数~~(令和2年3月31日現在：4件)~~
- ③UNODC(国連薬物・犯罪事務所)が実施するグローバルSMARTプログラムへの協力状況~~(令和元年度は15万ドル拠出)~~
- ④税関における指定薬物の摘発件数~~(平成29年：275件、平成30年：221件、令和元年：165件)~~
- ⑤薬物乱用防止教室の開催率~~—~~  
小学校(平成30年度：78.6%)、中学校(平成30年度：90.6%)、義務教育学校(平成30年度：91.0%)、(公立中学校・高等学校(平成30年度：85.8%)、中等教育学校(平成30年度：76.5%))
- ⑥非行防止教室開催件数~~(令和元年：1,665件)~~
- ⑦新たに指定した指定薬物~~(令和元年度：18物質)~~
- ⑧地方厚生局麻薬取締部における医薬品医療機器法違反での検挙状況~~(平成31・令和元年：24件20名)~~
- ⑨水際の検査命令対応としての指定薬物相当の輸入品の輸入通関の差止め状況~~(平成27年2月から令和2年3月末日までの状況：指定薬物相当の輸入品135物品の輸入通関を差止め、そのうち23物品に検査命令を実施)~~
- ⑩削除要請したサイト数及び閉鎖されたサイト数~~(平成26年12月から令和2年3月末日までの状況：削除要請したサイト数309、そのうち閉鎖されたサイト数254)~~
- ⑪「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動にあわせた合わせた、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、キャンペーンの実施等、広報啓発活動の実施状況

(目標)

- ① ② 悪質事案に対して厳正に対処する。
- ⑤ 薬物乱用防止教室の開催率を令和4年度までに100%とすることを旨とする。
- ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 期間中、新たに乱用が確認された危険ドラッグについて、迅速に指定するとともに、継続的な取締り等の対策を通じて消費者の安全性を確保する。

(進捗)

- ①令和3年3月31日時点：4件(令和元年度：4件)
- ②令和3年3月31日時点：3件(令和元年度：4件)
- ③令和元年度：7.5万米ドル拠出
- ④令和2年：293件(令和元年：165件、平成30年：221件)
- ⑤平成30年度：95.2%
- ⑥令和元年：1,665件
- ⑦令和2年度：17物質
- ⑧令和2年度：6月集計予定
- ⑨令和2年度：6月集計予定

⑩平成26年12月～令和2年12月末：6月集計予定

(定義)

- ① ② 委託事業でランダム調査を行っており、危険ドラッグの疑いのある通信販売業者が報告されるため、その件数を集計。
- ⑤ 薬物乱用防止教室を開催した学校数を全国の学校数で除したもの。薬物乱用防止教室を開催した学校数は、文部科学省調査で集計されている。
- ⑧ 検挙者数は、警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）。
令和3年度4年度	
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	
令和6年度7年度以降	<u>特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）。</u>

○ 内閣府の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>青少年の非行・被害防止全国強調月間</u>」の推進</li> <li>※重点課題については毎年検討の上決定</li> <li>・内閣府のホームページ「<u>青少年有害環境対策</u>」掲示板に、「<u>ストップ！危険ドラッグに手を出すな！</u>」等を掲載し、青少年に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発活動に取り組む。への掲載</li> </ul>
令和3年度4年度	
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	
令和6年度7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>青少年の非行・被害防止全国強調月間</u>」の推進</li> <li>※重点課題については毎年検討の上決定</li> <li>・内閣府ホームページ「<u>青少年有害環境対策</u>」掲示板への掲載</li> </ul>

○ 外務省の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	危険ドラッグ問題に対処すべく、令和元年2年度に引き続きグロ

<u>年度</u>	ーバル SMART プログラムへの拠出等を通し、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) と協力・連携していく。また、国連麻薬委員会 (CND) 等の国際会議において、危険ドラッグの危険性を国際社会に呼び掛けていくとともに、危険ドラッグ問題への我が国の取組を積極的に発信していく。
<u>令和3年度</u>	<del>国際社会における危険ドラッグ問題を踏まえつつ、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) とのあり得べき連携を追求する。</del>
<u>令和4年度</u>	
<u>令和5年度</u>	
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> <u>以降</u>	<u>国際社会における危険ドラッグ問題を踏まえつつ、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) とのあり得べき連携を追求する。</u>

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
<u>令和2年度</u> <u>3年度</u>	教育委員会や学校関係者を対象とした研修会や全国大会等を通じて指導や研究協議を行うとともに、小学校から大学までの各学校段階に応じた啓発資材の作成等を行う。
<u>令和3年度</u> <u>4年度</u>	
<u>令和4年度</u> <u>5年度</u>	
<u>令和5年度</u> <u>6年度</u>	
<u>令和6年度</u> <u>7年度</u> <u>以降</u>	

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
<u>令和2年度</u> <u>3年度</u>	第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進、危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定、医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底、危険ドラッグの監視指導等の強化、 <del>特定商取引法に基づく</del> 危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供 (不定期)、危険ドラッグの正しい知識の普及啓発、学校における薬物乱用防止教育の充実
<u>令和3年度</u>	
<u>令和4年度</u>	
<u>令和5年度</u>	新戦略 (未定) に基づく危険ドラッグ対策の実施
<u>令和6年度</u>	
<u>令和7年度</u> <u>以降</u>	<u>新戦略 (未定) に基づく危険ドラッグ対策の実施</u>

○ 海上保安庁の取組

年度	取組内容
令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> 年度	第五次薬物乱用防止五か年戦略等を推進するとともに、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛ける。
令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> 年度	
令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> 年度	
令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> 年度	
令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> 年度 以降	<u>新戦略（未定）を推進するとともに、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛ける。</u>

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	担当省庁	消費者庁、内閣府、文部科学省、厚生労働省、 <u>総務省</u> 、 <u>警察庁</u> 、 <u>関係府省庁等</u>
-----	---	------	---

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）等の所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。また、多発している事故、被害の拡大が想定される事故、新規性の強い事故等について、事故情報の分析・検討の上、迅速に注意喚起等を行うとともに、必要に応じて事業者名を明らかにした公表を行う。さらに、重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るため、事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて講ずる。</p> <p>関係府省庁の消費者関連部局が参集する様々な会議等を通じて事故情報データの在り方及び活用に関して働きかけるとともに、地方公共団体等に対して依頼を行うことにより、事故情報データベースに入力されるデータの充実や質の向上等に努める。</p> <p>消費者安全法第 12 条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第 13 条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会、国会に報告する（消費者白書と合冊）。国民に広報するとともに、関係者が必要な情報を利用できるよう周知活動を行う。</p> <p>○ <del>消費者庁の取組</del></p> <p><del>商業施設外を含めた遊技施設について、継続的に事故情報の収集を行い、事故防止策の検討を引き続き行う。</del></p> <p><u>（令和 2 年度実績）</u></p> <p><u>消費者安全法に基づき通知された消費者事故の情報及び消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故の情報について、定期公表（消費者安全法：原則木曜、消費生活用品安全法：原則火曜・金曜）を実施するとともに事故情報データベースに登録した。また、医療機関ネットワーク事業への参画医療機関の増加を図り（令和元年度末 24 機関、令和 2 年度（3 月末時点）30 機関）、医療機関特有の事故情報を幅広く集めた。</u></p> <p><u>集約した事故情報は注意喚起に活用し、注意喚起に当たっては消費者庁ウェブサイトへの掲載だけでなく、SNS の活用や動画の提供など、注意喚起の情報がより多くの消費者に伝わり理解されるよう努めた。</u></p> <p><u>また、消費者安全法の通知が円滑に行われるよう、地方公共団体の消費者行政担当職員が出席する会議や地方公共団体の主催する研修において、同法の通知制度について周知を行った。</u></p> <p><u>このほか、事故情報データベースの利便性向上を図るため、スマートフォン対応等</u></p>
------	--



のシステム更新作業を行った。

さらに、消費者安全法第13条第4項の規定に基づき、令和元年度の通知については令和2年6月9日に、国会へ報告、公表を行った。

#### ○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組

教育・保育施設等における事故の発生予防及び再発の防止に向け、国において開催する有識者会議において、地方公共団体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討する。

##### (令和2年度実績)

「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、特定教育・保育施設等における事故情報データベース集計及び地方公共団体による重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策に関する年次報告書を取りまとめ、公表した。

#### ○ 厚生労働省の取組

子供が死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子供の既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子供の死亡を減らすことを目的としたChild Death Review (CDR) について、予防のための子供の死亡検証体制整備モデル事業を実施する。

消費者安全法に基づき、消費者事故等の情報を消費者庁に通知する。また、全国の保健所に対して、消費者事故等の情報に係る消費者庁への報告を徹底するよう周知する。

##### (令和2年度実績)

一部の都道府県において、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業を行い、試行的な実施体制の整備の結果を国へフィードバックした。

#### ○ 総務省（消防庁）の取組

消費者安全法に基づき、消費者事故等の情報を消費者庁に通知する。

##### (令和2年度実績)

消費者事故等の情報を随時、消費者庁に通知した。

#### ○ 警察庁の取組

消費者安全法に基づき、消費者事故等の情報を消費者庁に通知する。

##### (令和2年度実績)

消費者事故等の情報を随時、消費者庁に通知した。また、都道府県警察に対して、消費者事故等の情報に係る警察庁への報告について引き続き徹底するよう指示した。

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ・①消費者安全法に基づく消費者事故等（生命・身体被害）の通知件数 ~~（令和元年度：2,632件）~~
- ・②消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数 ~~（令和元年度：1,271件）~~
- ・③医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの報告件数 ~~（令和元年度：5,239件）~~
- ・④事故情報データベースへの事故情報登録件数 ~~（令和元年度：28,009件）~~
- ・⑤生命身体事故等に関する注意喚起件数 ~~（令和元年度：18件（うち消費者安全法に基づく措置件数：2件））~~
- ・⑥「消費者白書」ウェブページレビュー数 ~~（令和元年度：レビュー数 3,505,588件）~~ 掲載ページアクセス数

（目標）

- ・消費者安全法に基づく通知制度の周知
- ・消費者事故等の通知運用マニュアルの改訂
- ・医療機関ネットワーク事業参画医療機関の増加
- ・人口動態調査を基に事故の動向について分析

（進捗）

- ①令和2年度：2,435件（令和元年度：2,632件）
- ②令和2年度：1,024件（令和元年度：1,271件）
- ③令和2年度：4,748件（令和元年度：5,239件）
- ④令和2年度：23,623件（令和元年度：28,009件）
- ⑤令和2年度：17件（うち消費者安全法に基づく注意喚起：0件）  
（令和元年度：18件（うち消費者安全法に基づく注意喚起：2件））
- ⑥令和2年度：2,939,590件（令和元年度：3,505,588件）

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。
令和3年度4年度	・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。
令和4年度5年度	・消費者事故等の通知制度の周知徹底を図るとともに、都道府県等に対し通知手順の確認・整理を求めるなど、通知制度を円滑に運用するための方策を推進する。
令和5年度6年度	・令和5年度を目途に消費者事故等の通知の運用通知マニュアルの改訂を行う。
令和6年度7年度	・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集

<u>年度 以降</u>	<u>に関する制度を適切に運用する。</u> <u>・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。</u>
------------------	--

○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和 <u>2年度3</u> <u>年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討し、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</li> <li>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</li> </ul>
令和 <u>3年度4</u> <u>年度</u>	
令和 <u>4年度5</u> <u>年度</u>	
令和 <u>5年度6</u> <u>年度</u>	
(令和 <u>6年度7</u> ) <u>年度</u> <u>以降</u>	<u>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討し、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</u> <u>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</u>

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和 <u>2年度3</u> <u>年度</u>	一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。
令和 <u>3年度4</u> <u>年度</u>	
令和 <u>4年度5</u> <u>年度</u>	
令和 <u>5年度6</u> <u>年度</u>	
(令和 <u>6年度7</u> ) <u>年度</u> <u>以降</u>	<u>一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。</u>

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 イ 緊急時における消費者の安全確保	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <p>緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努め、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>関係省庁連携による対応訓練を12月に実施した。</u></p>												
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>緊急時対応訓練の回数 <del>(令和元年度：1回)</del></p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度1回実際の事例を想定した緊急時対応訓練を実施する。</li> <li>・緊急事態発生時において、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」で定める手順に基づき、迅速かつ適切に対応する。</li> </ul> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：1回 (令和元年度：1回)</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1373 1382 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1373 649 1417">年度</th> <th data-bbox="649 1373 1382 1417">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1417 649 1509">令和2年度3年度</td> <td data-bbox="649 1417 1382 1509">緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1509 649 1601">令和3年度4年度</td> <td data-bbox="649 1509 1382 1601"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1601 649 1693">令和4年度5年度</td> <td data-bbox="649 1601 1382 1693"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1693 649 1785">令和5年度6年度</td> <td data-bbox="649 1693 1382 1785"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1785 649 1921">令和6年度7年度以降</td> <td data-bbox="649 1785 1382 1921"><u>緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。	令和3年度4年度		令和4年度5年度		令和5年度6年度		令和6年度7年度以降	<u>緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。</u>
年度	取組内容												
令和2年度3年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。												
令和3年度4年度													
令和4年度5年度													
令和5年度6年度													
令和6年度7年度以降	<u>緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。</u>												

項目名	② 消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止 ウ リコール情報の周知強化	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、当該サイトの周知活動及び地域のネットワーク等を活用した取組を推進する。また、状況を踏まえ、リコール情報の適切な発信の在り方について検討を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>リコールに関する情報を、消費者庁リコール情報サイトやメールマガジンを通じて発信した。また、消費者行政ブロック会議等において地方公共団体に対して同サイトの周知を依頼した。さらに、事業者団体が出席する会議や独立行政法人製品評価技術基盤機構主催の報告会において、事業者による同サイトの活用について周知した。</u></p>
------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ①リコール情報の登録件数(令和2年3月31日時点：6,482件)
- ②メールマガジンの配信件数(令和2年3月31日時点：9,327件) 配信先の件数
- ③リコール情報サイトへのアクセス数(令和元年度の1か月当たりの平均：約104)万件)

(目標)

メールマガジンの配信配信先件数及びサイトアクセス数の前年度比増を目指す。

(進捗)

- ①令和2年度末時点：6,818件(令和元年度末時点：6,482件)
- ②令和2年度末時点：9,689件(令和元年度末時点：9,327件)
- ③令和2年度：約110万件(令和元年度：約104万件)

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報の効果的な発信が効果的に発信され、リコール対象製品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。
令和3年度4年度	
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	
令和6年度7以降	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報が効果的に発信され、リコール対象製品による事故件数の減少につながるよう、事業者からの掲載依頼の促進や情報発信ツールの改善などに取り組む。

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 エ 製品安全に関する情報の周知	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等と連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させるとともにアクションを促す。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消費者庁に報告が行われる重大製品事故の情報や経済産業省に届出が行われるリコールの情報等については、経済産業省のウェブサイト等で随時公表し、その内容を消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と情報を連携させることでこれまで以上に多くの消費者に注意喚起を行った。また、海外の規制当局や関係機関と連携し、海外におけるリコール情報や製品事故について情報収集を行った。さらに、2018年度からはTwitter アカウントを開設し、事故情報やリコール情報の発信を開始した。</u></li> <li>・ <u>近年のインターネット取引の増加に伴い、インターネットで取引される製品による製品安全4法違反や重大製品事故の比率が増加傾向にあることから、インターネットモール各社への要請により、重大製品事故の発生が懸念される製品の販売に際しては、法令に基づく安全性が確認され、PSマークの表示が付された製品であることの確認等が行われているほか、インターネットモールの利用者に対するリコール情報の周知に係る協力についても実現した。</u></li> <li>・ <u>また、独立行政法人製品評価技術基盤機構は、経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリースを通じ、事故の急増している製品や季節に応じて使用機会の増える製品の事故についての注意喚起を行った。</u></li> <li>・ <u>製品安全に関する国民の理解を得るため、政府広報を利用したことにより、BS番組、ラジオ番組、新聞突き出し広告、Yahoo!バナー広告等で製品事故防止についての呼びかけを行ったほか、毎年11月に設定している製品安全総点検月間では、地方自治体や民間企業にも協力を依頼し、製品を安全に使用いただくための呼びかけを行った。</u></li> </ul> <p><u>また、製品安全について先進的な取り組みをしている企業を表彰する製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）では、今年度は11社を選定し、2月に表彰式を実施したほか、表彰式のダイジェスト動画をYouTubeのMETIチャンネルで公開した。また、受賞企業より製品安全の取り組みや受賞ポイント等を講演していただく受賞企業講演会については、今年度はweb会議にて一般公開で行ったほか、YouTubeのMETIチャンネルでも公開した。広報については、Twitterアカウント、Instagramアカウントを開設し、情報を発信し、企業単位での製品安全の取組の普及を図った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>世代が高齢になるほど重大製品事故の人的被害が重篤化する傾向を踏まえ、高齢者の行動特性を踏まえた製品開発を事業者に促すべく、高齢者による製品事故が多く発生している製品ごとのリスク分析を実施するとともに、高齢者の身体特性につい</u></li> </ul>
------	--

てデータを収集した。



<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数←</p> <p>①<u>プレスリリース数等</u>←<u>数</u> ②<u>WEB掲載数</u> ③<u>Twitter配信数</u></p> <p>(目標) 経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等において製品安全に関する情報の提供を毎月1回以上行う。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p>①<u>令和2年度(3月末時点):12回</u>※<u>経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等において製品安全に関する情報の提供として毎月プレスリリースを実施。</u></p> <p>4月28日 「<u>屋内で気を付けること</u>」 5月28日 「<u>屋内で起こる高齢者の転倒・転落事故を防ぐ</u>」 6月25日 「<u>エアコンの内部洗浄による事故に注意</u>」 7月21日 「<u>楽しいはずの「おうちごはん」で事故のおそれ</u>」 8月27日 「<u>おうちキャンプを楽しく安全に</u>」 9月24日 「<u>中古品に潜む危険！リユース時の注意</u>」 10月22日 「<u>誤った使い方で大けがを負うことも(はしご・脚立の事故)</u>」 11月18日 「<u>衣類や布団などの可燃物の接触に注意！(暖房器具による火災)</u>」 12月17日 「<u>テレワークで大混雑 ～プラグ・コードの取り扱いに注意～</u>」 1月20日 「<u>冬の死亡事故に注意！除雪機で19件、一酸化炭素中毒で17件</u> ～<u>除雪時は徹底した安全対策を、発電機は室内で使用しない、換気はこまめに</u>～」 2月18日 「<u>インターネットで購入前にしっかり確認～連絡が取れない事業者や粗悪な製品に注意～</u>」 3月18日 「<u>点検と情報確認で自転車の製品事故を防ぎましょう</u>」</p> <p>②<u>令和2年度(3月31日時点):97件</u> ※<u>Webにおいては重大製品事故情報を週2回公表及び必要な案件に関しては届出があったタイミングでリコール情報の周知を実施。</u></p> <p>③<u>令和2年度:100件程度</u> ※<u>Twitterにおいてはリコール情報を広く一般に周知する観点で必要に応じて周知を実施。</u> また、<u>関係者省庁や関係機関のTwitterでのつぶやきを確認し、製品事故関係及びリコールに関連するつぶやきに関しては、リツイートを行い広く周知を行った。</u> 例)・<u>子どもの事故防止週間の子どもの事故に関するツイート及びリツイート</u> ・<u>台風シーズン前等災害発生が予測される際の関連製品における事前注意喚起ツイート</u></p>
-------------------------	--

【今後の取組予定】

○ 経済産業省の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。</li> <li>・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。</li> </ul>
令和3年度4年度	
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	
令和6年度7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。</u></li> <li>・<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。</u></li> </ul>

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 オ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	担当省庁	国土交通省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行った。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施した。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行った。</u></p>
------	--

KPI ・  
今後の取組予定

【KPI】

- ①国土交通省に寄せられた自動車の不具合情報の件数~~（平成30年度：6,781件）~~
- ②リコール届出件数~~（令和元年度：415件）~~
- ③リコール対象台数~~（令和元年度：1053万台）~~
- ④不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数~~（平成30年：55件）~~

（目標）

不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数の前年比減を目指す。

（進捗）

- ①令和元年度：6,546件
- ②令和2年度：384件
- ③令和2年度：661万台
- ④令和2年度：36件（前年比：83.6%）

【今後の取組予定】

○ 国土交通省の取組

年度	取組内容
令和 <del>2年度</del> <u>3年度</u>	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施
<del>年度</del>	
令和 <del>3年度</del> <u>4年度</u>	
<del>年度</del>	
令和 <del>4年度</del> <u>5年度</u>	
令和 <del>5年度</del> <u>6年度</u>	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施
<del>年度</del>	
（令和 <del>6年度</del> <u>7年度</u> ） <del>年度</del> 以降	

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 カ 高齢者向け住まいにおける安全の確保	担当省庁	厚生労働省、国土交通省
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を徹底する等の対応を行う。</p> <p>高齢者向け住まいにおける事故について事業者からの報告内容及び方法、地方公共団体における事故の情報収集や活用状況等に関する実態把握を行い、高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>令和3年3月に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ることを徹底するよう要請した。</u></p> <p><u>また、令和2年度老健保健健康増進等事業において「介護保険施設等における安全管理体制等の在り方に関する調査研究事業」を実施し、高齢者住まいにおける事故報告の方法等について実態把握を行い、その方法等の検討を行った。</u></p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を引き続き求める。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>令和3年2月に開催した全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議にて、報告に基づく事故情報を共有するとともに、報告・指導等の徹底を図った。</u></p>
------	---

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

地方公共団体への周知状況

~~（平成30年度：平成31年3月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて周知。平成31年3月29日指導通知（※）発出。）~~

（目標）

- ・地方公共団体に対して、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて毎年度周知を行う。
- ・地方公共団体に対して、毎年度指導通知を発出し、周知を行う。

（進捗）

・令和3年3月に地方公共団体に対して、指導通知を発出し、周知を行うとともに、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知を行った。

（令和2年度：令和3年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて周知。令和3年3月指導通知（※）発出。）

・厚生労働省のガイドラインの改正に基づく地方公共団体の指導指針の反映状況：127団体において全て反映済み（令和元年度：125団体で反映済み）。

（定義）

※有料老人ホームを対象とした指導の強化について（老高発0329第1号平成0331第3号令和3年3月31年3月29日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底
令和3年度4年度	・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	
令和6年度7年度以降	<u>・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底</u> <u>・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討</u>

○ 国土交通省の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を引き続き求める
令和3年度4年度	
令和4年度5年度	

	<u>年度</u>	
	<u>令和5年度6</u> <u>年度</u>	
	<u>令和6年度7</u> <u>年度</u> <u>以降</u>	<u>事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を引き続き求める</u>

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 ア 消費者安全調査委員会による事故等 原因調査等の実施	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p><u>生命身体事故等について、消費者安全調査委員会は、事務局全体の調査能力の向上を進め、原因究明が必要な生命身体事故等について、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮しつつ、的確かつ迅速に事故の原因調査を行い、実施する。その結果に基づき再発防止策を提言するとともに、報告書等を公表する。提言として取りまとめ、被害の発生及び拡大防止のために講ずべき施策については、その実施、関係行政機関の長等に意見具申を行っている。さらに、意見具申後の取組状況について、適時フォローアップを行う。</u></p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>消費者安全調査委員会は、令和2年10月に井上内閣府特命担当大臣から、消費者安全調査委員会の機能強化とともに、効果的な周知調査・審議の方法透明性向上について、随時検討依頼があり、令和2年12月の第100回調査委員会において「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方」を行う。決定した。</u></p> <p><u>本決定に基づき、他機関との連携や意見具申権限の活用等の消費者安全調査委員会の機能強化や会議の公開等による透明性の向上に取り組んでいる。</u></p>
------	---



<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①事故等原因調査等報告書・評価書の実施数公表件数</p> <p>②勧告・意見件数</p> <p>③フォローアップ実施数、主な実施状況</p> <p>③④効果的な周知方法の検討状況</p> <p>(目標)</p> <p><u>生命身体事故①他機関との連携等が発生した場合において、により、効果的な報告書等の公表を行う。</u></p> <p><u>②必要に応じて、事故等原因調査報告書等を行い、その発生・拡大の防止のため施策・措置について関係各大臣に勧告・の公表時以外においても意見具申権限を行い、それに基づき関係各省等が講じた措置の実施状況を、適宜、活用する。</u></p> <p><u>③意見後のフォローアップを適切な時期に実施する。</u></p> <p><u>④報告書等の内容を、国民に分かりやすい形態で、効果的に周知を行う。</u></p> <p>(進捗)</p> <p><u>①令和2年度(2月末時点)：2件</u></p> <p><u>②令和2年度(2月末時点)：10件</u></p> <p><u>③令和2年度(2月末時点)：取組状況の確認を10件の事案において実施し、その結果から見えた課題を関係行政機関の長へ意見</u></p> <p><u>④令和2年度(2月末時点)：報告書の内容を分かりやすく消費者に伝える資料及び動画を計3件作成</u></p> <p>(定義)</p> <p>①当該年度において、消費者安全調査委員会が事故等原因調査等として選定した件公表した報告書及び評価書の件数。数—</p> <p>②当該年度において、<u>勧告又は意見具申に基づく関係行政機関の取組状況を、消費長等に対して行った勧告・意見の件数。</u>者安全調査委員会が確認したフォローアップ件数—</p> <p>③当該年度において、<u>勧告・意見に基づく関係行政機関の取組状況をフォローアップした件数</u>(審議に係った事案の件数)及びその主な実施状況の内容。</p> <p>③提言について、<u>④当該年度における、報告書等の効果的な周知方法の当該年度における検討状況。</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等原因調査等の実施、フォローアップ</li> <li>・<del>提言について</del>、効果的な周知方法の検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等原因調査等の実施、フォローアップ</li> <li>・<del>提言について</del>、効果的な周知方法の検討</li> </ul>	令和3年度4年度	令和4年度5年度
年度	取組内容						
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等原因調査等の実施、フォローアップ</li> <li>・<del>提言について</del>、効果的な周知方法の検討</li> </ul>						
令和3年度4年度							
令和4年度5年度							

	令和5年度6 年度	
	令和6年度7 年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>事故等原因調査等の実施、フォローアップ</u></li> <li>・<u>効果的な周知方法の検討</u></li> </ul>

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 イ 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	担当省庁	国土交通省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による再発防止の観点からの迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>令和2年度においては、昇降機に関して2件、遊戯施設に関して1件の調査結果(報告書)を公表した。</u></p>									
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>調査結果(報告書)の公表</p> <p>(目標)</p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故が発生した際、建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果を報告書として公表することを目指す。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：3件</u></p> <p>(定義)</p> <p>社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会による事故調査報告書の公表。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="5">建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表</td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度7年度以降</td> <td><u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表	令和3年度4年度	令和4年度5年度	令和5年度6年度	令和6年度7年度以降	<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表</u>
年度	取組内容									
令和2年度3年度	建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表									
令和3年度4年度										
令和4年度5年度										
令和5年度6年度										
令和6年度7年度以降		<u>建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表</u>								

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 ウ 国民生活センターにおける商品テストの実施	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センターにおいて、地方公共団体からの商品テスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等を共有し、活用を図るとともに、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>国民生活センターにおいて、地方公共団体からの商品テスト依頼への対応を始め上半期に76件の商品テストを的確に実施した。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関との情報共有、他の有識者や研究機関等の商品テスト分析・評価委員としての参画等によって得た技術・知見の活用を図った。</u></p>									
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率 <del>(平成30年度：100%＝商品テスト受付件数及び技術相談での対応件数291件/商品テスト依頼件数291件)</del></p> <p>(目標)</p> <p>商品テスト依頼への対応率を100%とする。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度(上半期)：100%(商品テスト受付件数及び技術相談での対応件数104件/商品テスト依頼件数104件)。</u></p> <p>(定義)</p> <p>商品テストの受付件数と商品テスト依頼への技術相談による対応件数の合計を、地方公共団体からの商品テスト依頼件数で除したもの。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>2</del><u>3</u>年度</td> <td rowspan="4">国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</td> </tr> <tr> <td>令和<del>3</del><u>4</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del><u>5</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del><u>6</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del><u>7</u>年度以降</td> <td><u>国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度以降	<u>国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</u>
年度	取組内容									
令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。									
令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度										
令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度										
令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度										
令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度以降	<u>国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</u>									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 エ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づく重大製品事故の報告・公表制度等を運用する。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>消費生活用製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告を受け付け、定期公表（原則火・金）を実施した。事業者団体が出席する会議や独立行政法人製品評価技術基盤機構主催の報告会において同法の報告制度について周知を行った。</u></p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ、製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、製造事業者や輸入事業者等に対する再発防止等に向けた対応を逐次実施しており、重大製品事故に起因するリコールは毎年度15件程度開始されている。また、消費者に対して迅速に誤使用・不注意等に関する注意喚起を行うため、2018年度から行っているTwitterによる事故情報、リコール情報の発信を継続して行った。</u></p> <p><u>※令和元年度に受け付けた報告案件は全て原因調査指示を実施済み。</u></p> <p><u>令和3年2月5日現在、受け付けた案件は全て調査指示を実施済み。</u></p> <p><u>公表制度の認知向上として、これら事故の原因調査が完了した案件は、事故内容、原因結果、再発防止対策の公表を実施している。</u></p> <p><u>技術基準の改正等については、国内の技術基準が国際基準と整合的になるよう基準の見直しを行ったほか、ガス・石油機器の遠隔操作についての省令・通達を改正、リチウムイオン蓄電池搭載製品の各業界団体ガイドラインの改訂を行ったほか、電気用品等製品のIoT化等に係る製品安全確保の在り方について検討会を行った。</u></p> <p><u>長期使用製品安全点検制度については、対象品目により重大製品事故の発生率が異なっていることから、重大製品事故の発生率の高い品目にリソースを投入できるよう、集中的に重大製品事故の発生の状況を踏まえた対象品目の見直しの検討を行った。</u></p> <p><u>製造事業者等による消費生活用製品安全法をはじめとする製品安全関連4法の届出等の手続の利便性を向上させつつ、規制当局としても法令の運用状況を効率的に行うことができる電子届出（保安ネット）の運用を開始した</u></p>
------	--

<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> 重大製品事故の報告件数 <del>(令和元年度：1,271件)</del> (目標) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度の認知度の向上と事故原因調査の全件対応 <u>(進捗)</u> <u>令和2年度：1,024件(令和元年度：1,271件)</u> (定義) ・重大製品事故とは、消費生活用製品安全法第2条第6項の定義による。 ・重大製品事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき内閣総理大臣に報告される。									
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 消費者庁の取組									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>2</del>年度<del>3</del> 年度</td> <td rowspan="2">           ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>3</del>年度<del>4</del> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>4</del>年度<del>5</del> 年度</td> <td rowspan="3">           ・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う <u>とともに、調査結果を踏まえた周知活動の実施を図る。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>5</del>年度<del>6</del> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>6</del>年度<del>7</del> 年度 以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> 年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。	令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> 年度	令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> 年度	・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う <u>とともに、調査結果を踏まえた周知活動の実施を図る。</u>	令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> 年度	令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> 年度 以降
	年度	取組内容								
	令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> 年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。								
	令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> 年度									
	令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> 年度	・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う <u>とともに、調査結果を踏まえた周知活動の実施を図る。</u>								
	令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> 年度									
	令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> 年度 以降									
	○ 経済産業省の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>2</del>年度<del>3</del> 年度</td> <td rowspan="2">           ・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>3</del>年度<del>4</del> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>4</del>年度<del>5</del> 年度</td> <td rowspan="3">           ・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。            ・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。            ・規制対象品目や技術基準等を見直す。         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>5</del>年度<del>6</del> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>6</del>年度<del>7</del> 年度 以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> 年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。	令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> 年度	令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> 年度	・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。 ・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。 ・規制対象品目や技術基準等を見直す。	令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> 年度	令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> 年度 以降	
年度	取組内容									
令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> 年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。									
令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> 年度										
令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> 年度	・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。 ・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。 ・規制対象品目や技術基準等を見直す。									
令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> 年度										
令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> 年度 以降										

の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。

・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter 等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。

・規制対象品目や技術基準等を見直す。

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 オ 製品等の利用により生じた事故等の 捜査等	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>都道府県警察では、製品等の利用によって生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図った。また、警察庁では、都道府県警察に対して、製品等の利用によって生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性を示しているほか、こうした事故等を認知した際は、関係行政機関に通知するなどした。</u></p>									
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：54件</u> (令和元年度：50件 (令和元年11月1日現在)、平成30年度：<del>8575</del>件)</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<u>2年度3</u> <u>年度</u></td> <td rowspan="4">製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</td> </tr> <tr> <td>令和<u>3年度4</u> <u>年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和<u>4年度5</u> <u>年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和<u>5年度6</u> <u>年度</u></td> </tr> <tr> <td>(令和<u>6年度7</u> <u>年度</u> <u>以降</u>)</td> <td><u>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <u>2年度3</u> <u>年度</u>	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止	令和 <u>3年度4</u> <u>年度</u>	令和 <u>4年度5</u> <u>年度</u>	令和 <u>5年度6</u> <u>年度</u>	(令和 <u>6年度7</u> <u>年度</u> <u>以降</u> )	<u>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</u>
年度	取組内容									
令和 <u>2年度3</u> <u>年度</u>	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止									
令和 <u>3年度4</u> <u>年度</u>										
令和 <u>4年度5</u> <u>年度</u>										
令和 <u>5年度6</u> <u>年度</u>										
(令和 <u>6年度7</u> <u>年度</u> <u>以降</u> )	<u>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</u>									



項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 力 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	担当省庁	総務省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を収集・集約し、四半期ごとの「製品火災に関する調査結果」として公表する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>火災件数を集計し、随時、火災情報を関係機関等に共有するとともに、四半期ごとに製造事業者名、製品名等の公表を行った。</u></p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施の上、独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行い、製品事故による火災事故の未然防止に努めた。</u></p> <p><u>独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査においては、消防機関との合同調査を行うとともに、製品燃焼実験室での再現実験等を通じて、迅速かつ的確な同種事故の再発防止、未然防止に努めた。</u></p>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>製品火災件数のうち、収集・公表した割合 <del>(平成30年：100% (186件収集し186件公表))</del></p> <p>(目標)</p> <p>100%</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和元年：100% (221件収集し221件公表)</u></p> <p><u>令和元年に受け付けた事故のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構にて調査が完了し、公表を行った案件は347件、現在調査中のものを除けば全て公表を行っている。</u></p>																					
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>2</del><u>3</u> 年度</td> <td>・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計 ・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）</td> </tr> <tr> <td>令和<del>3</del><u>4</u> 年度</td> <td>・消費者庁、国土交通省及び経済産業省との連携及び収集した火災情報の共有による製品火災対策の推進</td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del><u>5</u> 年度</td> <td rowspan="2">上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del><u>6</u> 年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del><u>7</u> 年度 以降</td> <td><u>上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>2</del><u>3</u> 年度</td> <td>・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和<del>3</del><u>4</u> 年度</td> <td rowspan="2">・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del><u>5</u> 年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del><u>6</u> 年度</td> <td>・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。</td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del><u>7</u> 年度 以降</td> <td><u>・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。</u> <u>・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計 ・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	・消費者庁、国土交通省及び経済産業省との連携及び収集した火災情報の共有による製品火災対策の推進	令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施	令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度 以降	<u>上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</u>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。	令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。	令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度 以降
年度	取組内容																					
令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計 ・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）																					
令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	・消費者庁、国土交通省及び経済産業省との連携及び収集した火災情報の共有による製品火災対策の推進																					
令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施																					
令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度																						
令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度 以降	<u>上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</u>																					
年度	取組内容																					
令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。																					
令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。																					
令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度																						
令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。																					
令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度 以降	<u>・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。</u> <u>・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団</u>																					

	<p><u>体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。</u></p> <p><u>・独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。</u></p>
--	---

項目名	④ 食品の安全性の確保 ア 食品安全に関する関係府省庁等の連携の推進	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
-----	---------------------------------------	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>関係府省庁等間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等を開催するとともに、緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」等を定期的開催し、関係府省庁間の連携強化及び情報共有に努めた。</u></p>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p><del>①関係府省連絡会議の開催数（令和元年度：2回）</del></p> <p><del>②関係府省連絡会議幹事会の開催数（令和元年度：41回）</del></p> <p><del>③リスクコミュニケーション担当者会議の開催数（令和元年度：20回）</del></p> <p><del>④食品リスク情報関係府省担当者会議の開催数（令和元年度：12回）</del></p> <p><b>（目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省連絡会議を始め各種会議を開催</li> <li>・緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図り、迅速かつ適切に対応する。</li> </ul> <p><b>（進捗）</b></p> <p><u>①令和2年度：2回（令和元年度：2回）</u></p> <p><u>②令和2年度：47回（令和元年度：41回）</u></p> <p><u>③令和2年度：26回（令和元年度：20回）</u></p> <p><u>④令和2年度：10回（令和元年度：12回）</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 関係府省庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>2</del>年度<del>3</del> 年度</td> <td rowspan="4">各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>3</del>年度<del>4</del> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>4</del>年度<del>5</del> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>5</del>年度<del>6</del> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>6</del>年度<del>7</del> 年度 以降</td> <td><u>各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> 年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。	令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> 年度	令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> 年度	令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> 年度	令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> 年度 以降	<u>各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。</u>
年度	取組内容									
令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> 年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。									
令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> 年度										
令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> 年度										
令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> 年度										
令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> 年度 以降	<u>各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。</u>									

項目名	④ 食品の安全性の確保 イ リスク評価機関としての機能強化	担当省庁	食品安全委員会
-----	----------------------------------	------	---------

<p>施策概要</p>	<p>○ 食品安全委員会の取組</p> <p>食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の影響により、欧州食品安全機関（EFSA）が主催する専門家会合及びドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）が主催する勉強会を含め、予定されていた多くの国際会議等が来年以降に延期となったが、一部、ウェブ会議システムを利用することにより開催された第89回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議等の国際会議等に参加した。また、ウェブ会議システムを利用して、協力覚書を締結しているEFSAと担当者間の情報及び意見交換会を開催した。</u></p>
-------------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→①英文電子ジャーナル Food Safety 発行回数</li> <li>→②食品健康影響評価報告書の概要及び評価指針等の英仮訳のHP 掲載件数</li> </ul> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的にも調和した的確な食品健康影響評価の迅速な実施に向けて、海外のリスク評価機関等との情報交換及び意見交換を実施し連携強化に努める</li> <li>・食品安全委員会が行う食品健康影響評価が国内のみならず諸外国に対しても貢献できるよう、積極的に海外に向けた情報発信を行う</li> </ul> <p><u>(進捗)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和2年度：4回</li> <li>②令和2年度：53件</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 食品安全委員会の取組</p>									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>協力覚書を交わしている</u>・<u>ウェブ会議システムやメール等を利用し</u>、海外リスク評価機関と情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度 令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</u></li> <li>・<u>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</u></li> <li>・<u>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</u></li> <li>・<u>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>協力覚書を交わしている</u>・<u>ウェブ会議システムやメール等を利用し</u>、海外リスク評価機関と情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>	令和4年度 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> </ul>	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>	令和7年度以降
年度	取組内容									
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>協力覚書を交わしている</u>・<u>ウェブ会議システムやメール等を利用し</u>、海外リスク評価機関と情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>									
令和4年度 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> </ul>									
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>									
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</u></li> <li>・<u>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</u></li> <li>・<u>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</u></li> <li>・<u>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</u></li> </ul>									

項目名	④ 食品の安全性の確保 ウ 食品安全に関するリスク管理	担当省庁	厚生労働省、農林水産省
-----	--------------------------------	------	-------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省、農林水産省の取組</p> <p>食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を引き続き行う。</p> <p>その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。</p> <p>平成30年に、HACCPに沿った衛生管理の制度化、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、食品の自主回収報告制度の創設等を含む食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）が成立したことを受け、施行に向けた取組を進める。なお、食品の自主回収情報については、「食品衛生申請等システム」を構築し、情報を一元化し公表することとしている。また、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号、<u>以下「HACCP支援法」という。</u>）に基づき、中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援を行う。</p> <p>食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品関係事業者主催の研修会等を通じて、企業行動規範や各種マニュアルの策定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進するとともに、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」を普及・啓発する。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>①食品衛生法に基づく食品等の規格基準等については、令和2年度においては、食品添加物の新規指定件数が7件（令和3年3月末時点）、食品中の農薬等の残留基準の設定件数が54件（令和3年3月末時点）となった。</u></p> <p><u>また、食品衛生法施行規則に基づき報告された食中毒事件発生件数については、令和2年においては、887件（令和3年3月22日時点）となった。</u></p> <p><u>②令和2年度の食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、有害化学物質、微生物リスク管理基礎調査事業等によって、19件の実態調査等を実施した。また、低減対策等をまとめた指針の作成・SNS等による発信を21本実施した。</u></p> <p><u>また、「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」について、研修会等を通じて食品関係事業者に対し、本取組の必要性について、普及啓発に努めた。また、アンケート調査によって、自主行動計画の策定を啓発するとともに実態を把握した。</u></p>
-------------	---



<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> ①食品添加物の新規指定件数 ②食品中の農薬等の残留基準の設定件数 ③食中毒事件発生件数 <u>(進捗)</u> ①令和2年度(3月末時点)：7件 ②令和2年度(3月末時点)：54件 ③令和2年(3月22日時点)：887件 <b>(定義)</b> ①食品添加物の新規指定件数の定義：食品衛生法第12条の規定に基づき、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めた添加物の件数 ②残留農薬基準の設定件数の定義：食品衛生法第13条の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準に食品中の農薬等に関する残留基準を定めた件数 ③食中毒事件発生件数の定義：食品衛生法施行規則第75条の規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が厚生労働大臣に報告を行った報告書の数												
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 厚生労働省の取組												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; padding: 5px;">年度</th> <th style="padding: 5px;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">令和2年度3年度</td> <td style="padding: 5px;">・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和3年度4年度</td> <td style="padding: 5px;">・平成30年の食品衛生法の一部改正法の円滑な施行（特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、営業許可制度の見直し等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和4年度5年度</td> <td style="padding: 5px;">※令和2年6月1日及び令和3年6月1日に順次施行</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和5年度6年度</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和6年度7年度以降</td> <td style="padding: 5px;">・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施	令和3年度4年度	・平成30年の食品衛生法の一部改正法の円滑な施行（特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、営業許可制度の見直し等）	令和4年度5年度	※令和2年6月1日及び令和3年6月1日に順次施行	令和5年度6年度		令和6年度7年度以降	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施
	年度	取組内容											
	令和2年度3年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施											
	令和3年度4年度	・平成30年の食品衛生法の一部改正法の円滑な施行（特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、営業許可制度の見直し等）											
	令和4年度5年度	※令和2年6月1日及び令和3年6月1日に順次施行											
	令和5年度6年度												
	令和6年度7年度以降	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施											
	○ <del>厚生労働省</del> ・農林水産省の取組												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; padding: 5px;">年度</th> <th style="padding: 5px;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">令和2年度3年度</td> <td style="padding: 5px;">HACCP支援法に基づくHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和3年度4年度</td> <td style="padding: 5px;">・「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストについて」の見直し（令和3年度のみ）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和4年度5年度</td> <td style="padding: 5px;">・「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタ</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	HACCP支援法に基づくHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援	令和3年度4年度	・「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストについて」の見直し（令和3年度のみ）	令和4年度5年度	・「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタ					
年度	取組内容												
令和2年度3年度	HACCP支援法に基づくHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援												
令和3年度4年度	・「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストについて」の見直し（令和3年度のみ）												
令和4年度5年度	・「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタ												

	年度	<u>リング中期計画」(令和4年度～8年度)の策定(令和3年度のみ)</u> ・ <u>国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等の実施</u> <u>※危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。</u>
	令和5年度6年度	
	令和6年度7年度以降	・ <u>国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等の実施</u> <u>※危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。</u>

項目名	④ 食品の安全性の確保 エ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係府省庁等
-----	--	------	-------------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省庁等で連携しつつ、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。</p> <p>具体的には、関係府省庁等の共催又は府省庁等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。</p> <p>また、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。</p> <p>今後とも、消費者庁が関係府省庁等の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>関係府省庁と連携した食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの取組については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から対面方式の意見交換会の開催に代えて、オンライン講義のシステムを活用し11月～12月に滋賀県及び東京都で大学生を対象にしたものを実施したほか、3月に一般消費者を対象にしたリスクコミュニケーションをオンラインで開催している。加えて、小学生とその保護者等を対象に食品中の放射性物質に関する動画と学習プログラムを作成し、12月にウェブサイト上で公開した。</u></p> <p><u>また、消費者庁では食の安全に関する注意喚起を2件実施したほか、Twitterによる情報発信を行った。</u></p> <p><u>農林水産省では、ホームページに加えて、テーマによっては、SNSや動画も活用しながら、のべ75件の情報発信を行い、食品の安全性向上に向けた取組を促した。</u></p> <p><u>厚生労働省では政府広報やTwitterを活用し、食中毒予防のポイント等の情報発信を行うとともに、食中毒予防や食品安全性確保の取組に関するリーフレット等の啓発資料を作成し、厚生労働省ウェブサイト上で公表するなど、積極的な情報提供を行った。</u></p>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b> 意見交換会等における参加者アンケートにおける参加者の理解度<del>（令和元年度：平均91.4%（令和元年12月31日時点））</del></p> <p>（目標） 意見交換会等における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度について80%以上を維持することを目指す。</p> <p><u>（進捗）</u> <u>令和2年度：93.7%（令和元年度：91.4%）</u></p> <p>（定義） アンケートでの「分かった」と「どちらかといえば分かった」という回答数をアンケート回収数で除したもの。<u>各回の平均値。</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>2</del><u>3</u>年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>3</del><u>4</u>年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>4</del><u>5</u>年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>5</del><u>6</u>年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>6</del><u>7</u>年度以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度以降
年度	取組内容								
令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施								
令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度									
令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度									
令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度									
令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度以降									

項目名	④ 食品の安全性の確保 オ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の <u>推進増進</u>	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。</p> <p>このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」等により消費者意識を把握するとともに、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能 Q&amp;A」などによる情報提供を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会等を開催（79回：うち、オンラインによる開催は37回）。また、風評被害に関する消費者意識に関する調査を実施し、調査結果を2月に公表した。さらに、6月に改訂した「食品と放射能 Q&amp;A」を8,000部、「食品と放射能 Q&amp;A ミニ」を10,000部作成しそれぞれ配布した。</u></p>
------	---

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合 <del>（第13回食品中の放射性物質等に関する意識調査結果：10.7%）</del></p> <p>（目標）</p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合の漸減を目指す。</p> <p><u>（進捗）</u></p> <p><u>令和2年度：第14回調査：8.1%（令和元年度：第13回調査：10.7%）</u></p> <p>（定義）</p> <p><u>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」</u>で放射性物質を理由に購入をためらう産地に福島県と回答した人を回答者数で除したもの。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>2</del><u>3</u> 年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、<u>消費者意識の実態を踏まえ、状況に応じた取組を実施</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>3</del><u>4</u> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>4</del><u>5</u> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>5</del><u>6</u> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和<del>6</del><u>7</u> 年度 以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、 <u>消費者意識の実態を踏まえ、状況に応じた取組を実施</u>	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度	令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度	令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度	令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度 以降
年度	取組内容								
令和 <del>2</del> <u>3</u> 年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、 <u>消費者意識の実態を踏まえ、状況に応じた取組を実施</u>								
令和 <del>3</del> <u>4</u> 年度									
令和 <del>4</del> <u>5</u> 年度									
令和 <del>5</del> <u>6</u> 年度									
令和 <del>6</del> <u>7</u> 年度 以降									

項目名	④ 食品の安全性の確保 力 輸入食品の安全性の確保	担当省庁	厚生労働省、外務省
-----	------------------------------	------	-----------

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出国対策：二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。</li> <li>・輸入時対策：年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強化する。</li> <li>・国内流通時対策：国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、監視指導を実施している。また、前年度の状況を監視指導結果として8月に公表した。</u></p> <p>○ 外務省の取組</p> <p>在外公館の「食の安全」担当官等による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働きかけ等に備えた人脈構築・強化及び連絡体制の整備・維持を行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>駐在国における関係政府機関との連絡体制の構築、個別の問題が発生した場合の関係政府機関からの情報収集及び関係政府機関への働き掛け、在留邦人等への情報伝達のための連絡体制の構築等に努めた。</u></p>
-------------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b>  <input type="checkbox"/> 輸入食品モニタリング検査目標達成率 <del>(令和元年度：100%)</del>  (目標)  輸入食品のモニタリング検査の達成率 100%を目指す。</p> <p><u>(進捗)</u>  令和2年度：集計中 (令和元年度：101%)</p> <p>(定義)  モニタリング検査実施件数をモニタリング検査計画件数で除したもの。モニタリング検査計画件数は、年度ごとに輸入食品監視指導計画に基づき設定。</p> <p>(目標)  我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="4"> <input type="checkbox"/> 輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実  ※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度7年度以降</td> <td> <input type="checkbox"/> <u>輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実</u>  <u>※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 外務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="4"> 我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	<input type="checkbox"/> 輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実 ※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定	令和3年度4年度	令和4年度5年度	令和5年度6年度	令和6年度7年度以降	<input type="checkbox"/> <u>輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実</u> <u>※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定</u>	年度	取組内容	令和2年度3年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。	令和3年度4年度	令和4年度5年度	令和5年度6年度
年度	取組内容																
令和2年度3年度	<input type="checkbox"/> 輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実 ※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定																
令和3年度4年度																	
令和4年度5年度																	
令和5年度6年度																	
令和6年度7年度以降	<input type="checkbox"/> <u>輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実</u> <u>※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定</u>																
年度	取組内容																
令和2年度3年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。																
令和3年度4年度																	
令和4年度5年度																	
令和5年度6年度																	



	年度	
	令和6年度7 年度 以降	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。

項目名	④ 食品の安全性の確保 キ 農業生産工程管理(GAP)の普及促進 ※SDGs 関連: 関連目標3、4、6、7、8、12 及び 15	担当省庁	農林水産省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>GAP とは、農産物の生産に当たり、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組であり、その実践や認証取得を促進する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国際水準 GAP ガイドライン (試行版) の策定</u></li> <li>・ <u>都道府県職員等に対する国際水準 GAP ガイドラインの内容修得のための研修会の開催</u></li> <li>・ <u>都道府県職員等の GAP 指導員による指導活動の支援</u></li> <li>・ <u>人材育成のための、農業教育機関における GAP 認証取得の支援</u></li> <li>・ <u>産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準 GAP の取組の支援</u></li> <li>・ <u>GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パートナー」として、GAP 情報発信サイト「Good な農業! GAP-info」に掲載</u></li> </ul>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p><u>国内の産地における国際水準の GAP 実施</u></p> <p>(目標)</p> <p>令和12年度末までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準の GAP を実施</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：最新情報は特になし（集計中）</u></p>								
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>2</del>年度<del>3</del> <u>3</u> 年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省都道府県職員等に対する国際水準 GAP ガイドラインを国際水準に改訂(令和2年中)の内容修得のための研修会の開催</li> <li>・都道府県職員等の GAP 指導員による指導活動の支援</li> <li>・人材育成のための、農業教育機関における GAP 認証取得の支援</li> <li>・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準 GAP の取組の支援</li> <li>・GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パートナー」として、GAP 情報発信サイト「Good な農業！GAP-info」に掲載</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和<del>3</del>年度<del>4</del> <u>4</u> 年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del>年度<del>5</del> <u>5</u> 年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del>年度<del>6</del> <u>6</u> 年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del>年度<del>7</del> <u>7</u> 年度 以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能性な農業構造の実現を図る観点から、団体認証の取得推進、農業教育機関や輸出に取り組む農業者等への支援など、国際水準 GAP の取組の拡大に向けた取組を支援</li> <li>・消費者の GAP 認知度の向上を図るため、「Good な農業！GAP-info」等による情報発信を実施</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> <u>3</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省都道府県職員等に対する国際水準 GAP ガイドラインを国際水準に改訂(令和2年中)の内容修得のための研修会の開催</li> <li>・都道府県職員等の GAP 指導員による指導活動の支援</li> <li>・人材育成のための、農業教育機関における GAP 認証取得の支援</li> <li>・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準 GAP の取組の支援</li> <li>・GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パートナー」として、GAP 情報発信サイト「Good な農業！GAP-info」に掲載</li> </ul>	令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> <u>4</u> 年度	令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> <u>5</u> 年度	令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> <u>6</u> 年度	令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> <u>7</u> 年度 以降
年度	取組内容								
令和 <del>2</del> 年度 <del>3</del> <u>3</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省都道府県職員等に対する国際水準 GAP ガイドラインを国際水準に改訂(令和2年中)の内容修得のための研修会の開催</li> <li>・都道府県職員等の GAP 指導員による指導活動の支援</li> <li>・人材育成のための、農業教育機関における GAP 認証取得の支援</li> <li>・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準 GAP の取組の支援</li> <li>・GAP 認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAP パートナー」として、GAP 情報発信サイト「Good な農業！GAP-info」に掲載</li> </ul>								
令和 <del>3</del> 年度 <del>4</del> <u>4</u> 年度									
令和 <del>4</del> 年度 <del>5</del> <u>5</u> 年度									
令和 <del>5</del> 年度 <del>6</del> <u>6</u> 年度									
令和 <del>6</del> 年度 <del>7</del> <u>7</u> 年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能性な農業構造の実現を図る観点から、団体認証の取得推進、農業教育機関や輸出に取り組む農業者等への支援など、国際水準 GAP の取組の拡大に向けた取組を支援</li> <li>・消費者の GAP 認知度の向上を図るため、「Good な農業！GAP-info」等による情報発信を実施</li> </ul>								

項目名	④ 食品の安全性の確保 ク 食品のトレーサビリティの推進	担当省庁	農林水産省、国税 庁、消費者庁
-----	---------------------------------	------	--------------------

施策概要	<p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <p>①米トレーサビリティの推進</p> <p>—米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p> <p>②牛トレーサビリティの推進</p> <p>BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進する。</p> <p>③飲食物品のトレーサビリティの推進</p> <p>—生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上させるため、フードチェーンを通じた新たな推進方策を策定し、推進方策に基づいた食品関連事業者等への普及啓発を実施する。【農林水産省】</p> <p>※基礎トレーサビリティ：入出荷記録の作成・保存 内部トレーサビリティ：入荷（原料）ロットと製造ロットの対応づけ</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>関係省庁においては、関係機関と連携し、被疑情報に基づき調査を実施。</u></p> <p><u>①米及び米加工品（酒類を除く。）に関する取引記録の作成・保存の適正実施率の調査を通して、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を推進し、令和2年度上半期の集計値として適正実施率は99.4%であった。また、酒類に関する取引記録の作成・保存の適正化を推進し、令和2年度の集計値として適正実施率は99.1%であった。</u></p> <p><u>②小売店等から購入した牛肉のDNA分析を行い、生産から流通・消費の各段階における個体識別番号が正確に伝達されているのかを検証した。</u></p> <p><u>③食品関連事業者等に対して、フードチェーンを通じた具体的な取組モデルを策定し提供するとともに、食品のトレーサビリティを推進する動画を作成し配信した（令和3年1月公開）。</u></p>
------	--

<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> ① <del>→ア</del> 米及び米加工品（酒類を除く。）に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は <del>99.8%</del> （平成30年度の集計値）【農林水産省】 <del>→イ</del> 酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率： <del>99.3%</del> （平成30年度の集計値）【国税庁】 ② <del>→</del> 小売店等から購入した牛肉のDNA分析の結果、不一致率： <del>2.3%</del> （平成30年度の集計値）【農林水産省】 ③ <del>→ア</del> 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存（基礎トレーサビリティ）の取組率： <del>組織率 76.8%</del> （令和元年度） <del>→イ</del> 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存（内部トレーサビリティ）の取組率： <del>40%</del> <u>（進捗）</u> ①ア) 令和元年度：99.7% イ) 令和2年度：99.1% ②令和元年度）：1.8% ③ア) 令和2年度：89.3% イ) 令和2年度：45.1% <u>（定義）</u> ③農林水産省統計部： <u>農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査令和2年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 生産者等の食品トレーサビリティに関する意識・意向調査結果</u> による。								
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</li> <li>・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】</li> <li>・食品衛生法の一部改正により、HACCP に沿った衛生管理及び食品リコール情報の地方公共団体への報告が義務化されたことに合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取り組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を開催し、<u>農畜水産加工品について</u>新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発に取り組む。【農林水産省】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</li> <li>・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】</li> <li>・食品衛生法の一部改正により、HACCP に沿った衛生管理及び食品リコール情報の地方公共団体への報告が義務化されたことに合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取り組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を開催し、<u>農畜水産加工品について</u>新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発に取り組む。【農林水産省】</li> </ul>	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</li> </ul>	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
	令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</li> <li>・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】</li> <li>・食品衛生法の一部改正により、HACCP に沿った衛生管理及び食品リコール情報の地方公共団体への報告が義務化されたことに合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取り組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を開催し、<u>農畜水産加工品について</u>新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発に取り組む。【農林水産省】</li> </ul>							
	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</li> </ul>							
	令和5年度								
	令和6年度								

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】</li> <li>・新たな推進方策に<u>基づき、基づく</u>トレーサビリティの普及推進活動を 引き続き行う。【農林水産省】</li> </ul>
	<b>令和7年度 以降</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</u></li> <li>・<u>牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】</u></li> <li>・<u>新たな推進方策に基づくトレーサビリティの普及推進活動を引き続き行う。【農林水産省】</u></li> </ul>

項目名	④ 食品の安全性の確保 ケ 食品衛生関係事犯及び食品の産地偽装表示事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>食品表示連絡会議等を通じて関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進した。</u></p>									
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>該当する事犯に対する取締り状況</p> <p><del>①食品衛生関係事犯 平成30年度：21事件（平成29年：21事件）、検挙人員32人（平成29年：28人）</del></p> <p><del>②食品の産地等偽装表示事犯 平成30年度：5事件（平成29年5事件）、検挙人員19人（平成29年</del></p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>①令和2年：10事件、検挙人員15人（令和元年：19事件、検挙人員22人）</u></p> <p><u>②令和2年：4事件、検挙人員13人（令和元年：11事件、検挙人員14人）</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<del>2</del><u>2</u>年度<del>3</del><u>3</u>年度</td> <td rowspan="4">関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り</td> </tr> <tr> <td>令和<del>3</del><u>3</u>年度<del>4</del><u>4</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>4</del><u>4</u>年度<del>5</del><u>5</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>5</del><u>5</u>年度<del>6</del><u>6</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和<del>6</del><u>6</u>年度<del>7</del><u>7</u>年度以降</td> <td><u>関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <del>2</del> <u>2</u> 年度 <del>3</del> <u>3</u> 年度	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り	令和 <del>3</del> <u>3</u> 年度 <del>4</del> <u>4</u> 年度	令和 <del>4</del> <u>4</u> 年度 <del>5</del> <u>5</u> 年度	令和 <del>5</del> <u>5</u> 年度 <del>6</del> <u>6</u> 年度	令和 <del>6</del> <u>6</u> 年度 <del>7</del> <u>7</u> 年度以降	<u>関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り</u>
年度	取組内容									
令和 <del>2</del> <u>2</u> 年度 <del>3</del> <u>3</u> 年度	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り									
令和 <del>3</del> <u>3</u> 年度 <del>4</del> <u>4</u> 年度										
令和 <del>4</del> <u>4</u> 年度 <del>5</del> <u>5</u> 年度										
令和 <del>5</del> <u>5</u> 年度 <del>6</del> <u>6</u> 年度										
令和 <del>6</del> <u>6</u> 年度 <del>7</del> <u>7</u> 年度以降	<u>関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り</u>									

項目名	④ 食品の安全性の確保 コ 流通食品への毒物混入事件への対処	担当省庁	警察庁
-----	-----------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図った。また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等を示すとともに、こうした事件等を認知した際は、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしているが、令和2年度中、流通食品への毒物混入事件の発生はなかった。</u></p>									
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>関係行政機関との情報交換状況</p> <p><u>(令和元年度(11月1日現在)進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：発生した流通食品への毒物混入事件等はない。</u></p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="5">流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止</td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度7年度以降</td> <td><u>流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止	令和3年度4年度	令和4年度5年度	令和5年度6年度	令和6年度7年度以降	<u>流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止</u>
年度	取組内容									
令和2年度3年度	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止									
令和3年度4年度										
令和4年度5年度										
令和5年度6年度										
令和6年度7年度以降		<u>流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止</u>								